

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務発明等に関する規程（昭和 53 年岩手県訓令第 18 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| (組織)<br>第17条 [略]<br>2 [略]<br>3 委員は、 <u>農林水産企画室企画担当課長</u> （品種の育成に関する<br>ことに限る。）、 <u>人事課人財給与担当課長</u> 、 <u>予算調製課予算担<br/>当課長</u> 、 <u>管財課管理担当課長及び所属長</u> （ <u>第16条第1号</u> に関す<br>ることを除く。）をもって充てる。 | (組織)<br>第17条 [略]<br>2 [略]<br>3 委員は、 <u>農林水産企画室企画課長</u> （品種の育成に関するこ<br>とに限る。）、 <u>人事課給与人事担当課長</u> 、 <u>予算調製課予算担当課<br/>長</u> 、 <u>管財課管理担当課長及び所属長</u> （ <u>前条第1号</u> に関するこ<br>とを除く。）をもって充てる。 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。  |   |

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。